

諮問番号：諮問第6号（令和3年3月23日諮問）

答申番号：答申第6号（令和3年7月21日答申）

答 申 書

第1 審査会の結論

国民健康保険税の納付通知書に関する処分（以下「本件処分」という。）に関し、審査請求人●●●●（以下「審査請求人」という。）により令和2年9月15日に提起された審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却するべきであるとの審査庁 浦添市長（以下「審査庁」という。）の判断は妥当である。

第2 事案の概要等

- 1 審査請求人は、令和2年4月27日、浦添市に転入のため、市民課窓口において住民異動届（転入届）を提出した。その際、市民課職員は審査請求人へ国民健康保険課に行くよう案内し、住民異動届の写しを渡した。しかし、審査請求人は、国民健康保険課へ行かずに帰宅した。
- 2 市民課にて転入手続に係る事務処理を行う際に、審査請求人の世帯が健康保険に未加入であることが住民異動届に付記されていたため、市民課職員は国民健康保険の資格取得の事務処理も併せて行った。
- 3 令和2年5月11日、処分庁 浦添市長（以下「処分庁」という。）より審査請求人に対し、国民健康保険証の受取案内の電話連絡が行われた。
- 4 令和2年5月11日（審査請求人は5月12日と主張。）、審査請求人は処分庁を訪れ、転入の届出は行ったが国民健康保険の加入手続は行っていない旨の申出を行い、国民健康保険証を受け取らなかった。
また、審査請求人から5月1日付けで社会保険に加入したとの申告があったことから、処分庁は審査請求人に国民健康保険の喪失の届出を求めたが、審査請求人は喪失の届出を行うと加入を認めることになるとの理由から、これを拒否した。
- 5 令和2年5月14日、審査請求人は処分庁に対し、改めて加入手続は行っていないとの申出を行った。同日、審査請求人は転入時の国民健康保険に係る書類一式について、浦添市個人情報保護条例（平成11年条例第15号）に基づき自己情報開示請求を行った。

- 6 令和2年5月25日、上記5の自己情報開示請求に対する開示決定に基づき閲覧が行われた。閲覧時に、審査請求人に対し市民課職員、国民健康保険課職員から転入時の国民健康保険に係る手続、国民健康保険制度についての説明が行われた。
- 7 令和2年7月10日、処分庁より令和2年度当初納税通知書が発送された。
- 8 令和2年8月20日、処分庁より第1期分の督促状が発送された。
- 9 令和2年9月15日、審査請求人から本件審査請求が行われ、同年9月24日、審査庁に受理された。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分が違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求めている。

1 国民健康保険への加入手続が一方的に行われていることについて

転入のため、住民異動届（転入届）を提出したが、国民健康保険加入手続は行っておらず、転入手続の完了後に帰宅した。その際には、加入事実は知らされなかった。

市民課に届け出た際に、担当職員に対し、5月1日から社会保険に加入する、4月27日から5月1日までに何かあれば、任意継続制度に加入することを伝えた。転入手続時に、国民健康保険に加入するべきものときちんと説明を受けていれば、国民健康保険、退職時の健康保険の任意継続のいずれかに加入するかの選択ができた。

2 国民健康保険加入届用紙の有無について

転入に関する届出はしたが、国民健康保険の加入に関する届出はしていない。国民健康保険の加入について、何に基づいて加入させられたのかを確認するために、国民健康保険加入届の情報開示を請求したが、住民異動届のみの開示しか受けていない。

第4 処分庁の主張の要旨

処分庁は、以下のとおり主張し、本件審査請求を棄却する旨の裁決を求めている。

1 国民健康保険への加入手続が一方的に行われていることについて

審査請求人は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。）第5条及び第7条に基づき、浦添市に住所を有した日から浦添市国民健康保険の被保険者となる。審査請求人に国民健康保険の加入の意思がないという理由で、国民健康保険の被保険者とならないということは、法の遵守という観点からも決して認められるものではない。

また、国保法第6条の適用除外に該当しないことから加入を取り消す事はできないものである。

2 国民健康保険加入届用紙の有無について

国保法第9条第14項に基づき転入による届出があったときには、住民異動届に国民健康保険に関する記載を行うことにより、同時に国民健康保険に関する届出もなされたこととされている。よって、審査請求人の主張するような国民健康保険の加入に関する届出がされていないという主張は、これに当たらず、国民健康保険に関する届出も適正に処理されたものである。

第5 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求を棄却するのが相当である。

2 理由

(1) 本件における賦課手続及び争点について

審査請求人から提出された本件審査請求の請求書に記載された審査請求に係る処分の内容は「浦添市役所が発行した令和2年8月20日付けの国民健康保険料の納付通知書に関する処分」とあるが、審理において、また口頭意見陳述での確認において、審査請求人は賦課手続については違法又は不当を訴えていない。また、賦課された税額について、正確な保険税額はその喪失届がされたときに確定するものである。しかし、審査請求人は、令和2年5月1日をもって健康保険法（大正11年法律第70号）に定める被保険者になったので国民健康保険には加入していないが、喪失届出を行うと国民健康保険の加入そのものを認めてしまうとの理由で喪失の手続を拒否しており、喪失の届出はされていない。したがって、国民健康保険税は確定されていないため、賦課手続については争点としない。

(2) 本件における争点

ア 審査請求人に対する国民健康保険手続は、違法又は不当であるか。

イ 住民異動届をもって国民健康保険に加入したとすることは、違法又は不当であるか。

(3) 争点に対する判断

ア 審査請求人に対する国民健康保険手続は、違法又は不当であったか。

国民健康保険については、国保法第3条第1項において「都道府県は、当該都道府県内の市町村とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。」と規定され、また国保法第5条に「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険の被保険者とする。」と規定されてい

る。また、国保法第6条には、第5条の規定にかかわらず、健康保険法の被保険者となる者等は、国保法における被保険者としないうとする適用除外の規定を設けており、すなわちその適用除外を受ける者以外の者は全て国保法の被保険者となるものである。

審査請求人の提出した健康保険資格喪失証明書によると、2020年（令和2年）4月21日に、前職の健康保険の資格を喪失しており、その任意継続被保険者の申出もされていない。よって、令和2年4月21日から4月30日までの間は、国民健康保険の被保険者となるものと思料する。なお、浦添市を保険者とする国民健康保険の資格取得の時期は、国保法第7条の規定により都道府県の区域内に住所を有するに至った日から資格を取得するとされていることから、審査請求人が本市の住民となった日である令和2年4月27日となる。

各都道府県民生主管部（局）長あて厚生省保険局国民健康保険課長通知「国民健康保険者の被保険者にかかる適用及び保険料（税）の賦課の適正化について（平成5年11月15日保険発第123号）」において、被保険者資格に異動があった場合、保険期間に空白（未加入期間）が生じないよう保険料については資格取得年月日に遡及して適正に賦課することと通知しており、国民皆保険制度であることからしても、審査請求人の主張を採用することはできない。

イ 住民異動届をもって国民健康保険に加入したとすることは、違法又は不当であるか。

審査請求人は、届出を行ったのは転入届のみであり、国民健康保険加入の届出は提出していないと主張している。しかしながら、国民健康保険の届出について住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）の規定による届出事項と重複する場合には、国保法第9条第14項、住基法第22条、同法第28条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「住基法施行令」という。）第27条に基づき、住民異動届出に国民健康保険に関する記載を行うことにより、同時に国民健康保険に関する届出もなされたものとして取り扱われるとされており、審査請求人が住民異動届出を行った令和2年4月27日に受け取った写しの住民異動届下欄に国民健康保険課とゴム印で押印されていること、また、その際には国民健康保険課に行くようとの説明も受けている。このことから国民健康保険加入の手続が違法又は不当であるとは言えない。したがって、審査請求人の主張を採用することはできない。

第6 審査庁の判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の要旨「2 理由」のとおりとしている。

第7 審査会の判断

当審査会の判断理由は、次のとおりである。

1 本件審査請求における審議の対象について

(1) 賦課処分と督促処分の関係について

審査請求人から提出された本件審査請求の請求書に記載している処分の内容は督促処分である。しかし、審査請求書及び口頭意見陳述において、審査請求人は督促処分についての違法又は不当を訴えていない。本件審査請求に至った理由は、国民健康保険の加入手続に対する不服であるため、このように主張しているのだと考えられる。

国民健康保険制度では、被保険者としての資格を取得した（他の市町村から転入した場合や職場の健康保険をやめた場合等）者に対して、前年中の総所得金額等を基礎として保険税額を決定し納税通知書を送付する「賦課処分」が行われ、その後、保険税の納期限を過ぎても納付のない場合には督促状を発送する「督促処分」が行われる。

督促処分と賦課処分の関係については、それぞれ目的及び効果を異にする別個独立の行政処分であり、仮に賦課処分に瑕疵があったとしても、督促処分はその違法性を当然に承継するものではなく、賦課処分が重大かつ明白な瑕疵により無効となるか、又は違法を理由として処分庁によって取り消されない限り、督促処分の効力に影響を及ぼすものではないと解される（福岡地方裁判所平成5年10月28日判決）。

行政処分が当然無効であるというためには、処分に重大かつ明白な瑕疵がなければならないとされている（最高裁昭和36年3月7日判決）。

(2) 本件審査請求について

本件処分についても、先行する賦課処分（以下「本件賦課処分」という。）に仮に瑕疵があったとしてもその影響を受けるものではないが、(1)に示したとおり、賦課処分に重大かつ明白な瑕疵があつて当該処分が無効である場合や違法を理由として処分庁において取り消された場合には、それに続く督促処分は瑕疵あるものになると解されることとなる。

審理員の審理手続では明確な争点とは認識されていないようではあるが、賦課処分に密接に関連する加入手続について不服を述べている審査請求人の主張に対する判断を行うためにも、本件処分が適法であったかについて検討するに当たっては、その限りにおいて、本件賦課処分に違法又は不当

な点がなかったか否かの検討を要するものとした。

2 審査請求人に対する国民健康保険の手續について

(1) 被保険者の資格取得及び喪失について

ア 国民健康保険に係る法令等について

国民健康保険における被保険者の資格取得は、国保法第7条の規定によれば、市町村に転入した者が第6条に規定する被保険者適用除外者に該当しない場合には、転入した日から市町村の国民健康保険の被保険者資格を取得すると規定されている。

被保険者の資格喪失については、国保法第8条の規定によれば、被保険者が他の市町村に転出した場合、又は被保険者が第6条に規定する被保険者適用除外者に該当するとなった場合には、被保険者資格を喪失すると規定されている。

被保険者の資格取得及び喪失については、国保法第9条第1項及び同法施行規則第2条、第3条、第12条、第13条により、被保険者の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項を取得及び喪失した日から14日以内に市町村に届け出なければならないと規定されている。さらに、国保法第9条第14項により、転入の届出があった場合（当該届出に係る書面に住基法第28条及び同法施行令第27条第1項の規定による付記がされたときに限る。）には、国保法第9条第1項の資格取得及び喪失に関する事項の届出があったとみなすと規定されている。

なお、処分庁は、被保険者資格の喪失に係る事実を明確に知ることができた場合においては、職権により調査及び喪失処理を行うことができるものとされている。

イ 国民健康保険の加入手続に係る審査請求人の主張について

審査請求人は、令和2年4月27日に大分県から本市へ転入してきた者であり、本市市民課へ転入の住民異動届（転入届）を提出した。その際、5月1日に社会保険に加入するので4月27日から5月1日の間については何かあれば任意継続制度を活用すると市民課職員へ伝えたが、同職員から国民健康保険に加入するべきものと説明を受けてないため、国民健康保険の被保険者の資格取得手續は行っておらず、資格取得の事実も知らされていないと主張している。また、喪失の届出を提出すると国民健康保険の加入に関する届出をしたことを認めたことになるとの理由から、5月1日付け社会保険加入による被保険者の喪失の届出を拒否している。

ウ 審査会における検討

本審査請求に係る事実として、審査請求人が審査請求人の世帯について令和2年4月27日に本市に転入し住民異動の届出を提出していること、届出時点では審査請求人を含めた世帯員は社会保険に加入していないことについて、審査請求人と処分庁双方に争いはない。審査会の調査により確認したところ、本市の住民異動届は、国保法第9条第14項に規定する国保法の届出とみなされる届出であることが認められる。これらの事実から、審査請求人の世帯が転入により国民健康保険の被保険者資格を取得した手続は法令に基づき適正に行われたものと判断することができる。被保険者資格の喪失については、審査請求人は届出を行っていないことを認めている。審査請求人に対する職権による資格喪失処理については、不服申立ての手続中との理由から処分庁は調査を行っておらず、喪失について明確な事実を知りえない状況であるため処理は行われていない。

以上のことから、審査請求人及び審査請求人の世帯の被保険者の資格取得及び喪失手続について違法又は不当な点は認められない。

(2) 国民健康保険税の賦課処分及び督促処分について

ア 賦課処分について

地方税法（昭和25年法律第226号）第703条の4第1項及び浦添市国民健康保険税条例（昭和47年条例第82号）第1条第1項によれば、「国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する。」と規定されている。また、地方税法第703条の4第2項及び浦添市国民健康保険税条例第2条により課税額の算出について、浦添市国民健康保険税条例第11条で納期限、地方税法第713条で納期限の10日前までに納税通知書を交付しなければならないと規定されている。

本件賦課処分について、提出された事件記録から以下の内容を確認した。

- ① 令和2年4月27日に審査請求人が提出した住民異動届の世帯主名に審査請求人の氏名が記載され、国民健康保険の被保険者となっている。
- ② 令和2年度分国民健康保険賦課台帳の世帯主名に審査請求人の氏名が記載され、審査請求人が納税義務者となっている。
- ③ 地方税法及び浦添市国民健康保険税条例に基づき課税額を算出している。
- ④ 納税通知書（国民健康保険税の第1期の納期限は令和2年7月31日）

を令和2年7月10日付け発送している。

これらのことから、本件賦課処分については、法令に基づき適正に行われたものであるため、違法又は不当な点があるとは認められない。

イ 督促処分（本件処分）について

地方税法第726条第1項によれば、納税者が納期限までに国民健康保険税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならないと規定されている。処分庁は、国民健康保険税の第1期分の納期限である令和2年7月31日までに納付がなかったため、令和2年8月20日付けで審査請求人に対して本件国民健康保険税に係る督促状を送付した。

本件処分について審査請求人から本件国民健康保険税の第1期分を当該納期限までに納付したという主張はなく、納付があったと認められる証拠もない。

これらのことから、本件処分は法令に基づき適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

3 住民異動届をもって国民健康保険に係る届出とすることについて

2の(1)で示したとおり、国保法第9条第14項により転入届等の届出があった場合（当該届出に係る書面に住基法第28条及び同法施行令第27条第1項の規定による付記がされたときに限る。）には、同法第9条第1項の資格取得及び喪失に関する事項の届出があったとみなすと規定されている。

審査請求人は、転入に関する届出は行ったが、国民健康保険の被保険者の資格取得の届出は行っていない、処分庁によって一方的に被保険者の資格取得処理が行われたと主張している。

しかし、当審査会が処分庁の保管する審査請求人が届け出た住民異動届を確認すると、届出を行う者が記入する欄外にあり、市民課職員が行っているものであるが、国保法第9条第14項及び住基法第28条に規定する付記がなされていると認められた。審査請求人は、自らが記入していないため一方的な手続と主張していると考えられるが、住基法第28条の文言上、本人の取得の意思に基づく付記であることや自署であることまでを求めているものと解することはできない。したがって、国民健康保険に係る付記を市民課職員が行ったことに、不合理な点があるとは言えない。付記事項についても、住基法施行令第27条第1号に規定する内容が簡略化され記入されていると認めることができる。

以上のことから、住民異動届出をもって国民健康保険に係る届出とすることについて違法又は不当な点は認められない。

4 審査請求に係る審理手続について
本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

5 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には理由がないため、「第1 審査会の結論」記載のとおり答申する。

第8 付言

当審査会における調査審議の過程において、以下のとおり意見があったので付言を行う。

1 職権による国民健康保険の被保険者の資格喪失手続について

審査請求人は4月27日時点で5月1日から社会保険加入と伝えた旨の主張をしている。しかしながら、処分庁は明確に事実を知りえない状況であったという理由により、職権による国民健康保険の被保険者の資格喪失手続を行っておらず、審査請求人は社会保険及び国民健康保険の適用重複状態となっており、社会保険料と国民健康保険税を二重に負担しなければならない状況になっている。処分庁の職権による国民健康保険の被保険者の資格喪失手続が行われていれば、12か月分の課税額ではなく、4月27日から5月1日までの額（4月分）が賦課されることとなる。

当該審査事案のような被保険者等から資格喪失の申出等があるものの何らかの理由で喪失届を届け出ない事案について適正かつ公正な行政事務を行うためにも、行政は自ら調査・確認を行い迅速に適正な行政事務が行えるよう事務処理要領等の制定について検討することを求める。

2 浦添市の住民異動届出について

浦添市の住民異動届出の様式には、国保法が求めている届出人の付記事項である「国民健康保険の被保険者の資格を取得した旨」を記入する欄が、届人が記載することとされている赤枠内になく、市民税課職員が聴き取り等により判明したことを記載する事務処理整理欄にあり、「職業」欄は明示されていないものである。

市民の届出に係る負担を軽減するため簡略化されたものと思われるが、分かりづらいものとなっている。国民健康保険の被保険者の資格に係る届出の様式は全国統一されたものではなく浦添市において決定できるものであることから、届出人が国民健康保険の被保険者の資格に係る届出を行ったと明

確に認識しやすい様式へ改正等の検討を行うよう求める。

3 国民健康保険の被保険者の資格に係る説明等について

処分庁による審査請求人への説明は、個別具体的な質問に対し、一般論で答える等があり、審査請求人にとって分かりづらい説明となっていたことが見受けられた。市民が身近に感じる行政サービスを行うためにも、分かりやすい丁寧な説明を心掛けることに努める必要があることを申し添える。

[参考]

1 審査会の調査審議の経過

審査会の調査審議の経過は以下のとおりである。

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和3年3月23日	審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理
令和3年5月17日 令和3年6月7日	調査審議
令和3年7月21日	答申案の検討及び答申

2 浦添市行政不服審査会委員名簿

氏 名	役職・職名
朝崎 咄	沖縄大学客員教授・会長
工藤 金寛	税理士
仲里 豪	弁護士